

○秩父町認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成27年条例第3号）

（目的及び設置）

第1条 この条例は、次代を担う子どもたちが健やかに学び、伸び伸びと遊び、たくましく成長する環境をつくるため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）に規定する認定こども園を設置する。

（名称及び位置）

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 秩父別町認定こども園 くるみ

位置 秩父別町130番地107

（事業）

第3条 種別町長認定こども園くるみ（以下「認定こども園」という。）は、次に掲げる事業を行う。

（1） 子ども子育て支援法（平成24年法律第66号。以下「法」という。）第20条に規定する認定を受けた小学校就学前の子どもの教育及び保育に関すること。

（2） 特別保育に関すること。

（3） 認定こども園法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち町長が必要と認める事業

（職員）

第4条 認定こども園を管理運営するため、園長その他必要な職員を置く。

（利用定員）

第5条 認定こども園の利用定員は、第6条第1項第1号から第3号に掲げる小学校就学前子どもとの区分ごとに別表第1のとおりとする。

（利用の資格）

第6条 認定こども園を利用することができると認められる子どもは、法第20条に規定する認定を受けた子どもとする。

（1） 1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもにもに該当するものを除く。）

（2） 2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者が次条に定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども

（3） 3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者が次条に定める事由

により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども

（4） 頂かり保育は、前第1号の保育の時間終了後に保護者が引き続き預かりを希望する子ども

（5） 延長保育は、前第2号及び第3号の保育の時間以外においても保護者が預かりを希望する子ども

（6） 一時保育は、入園孩童以外の保護者が家庭の事情により一時に保育を必要とする子ども（保育が必要な事由）

（名称及び位置）

第7条 保育が必要な事由は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）に掲げる事由に該当すること。

（入園の許可）

第8条 認定こども園に子どもを入園させようとする保護者は、第6条第1号から第3号による教育及び保育を選択し町長に申し込み、認定を受けなければならない。

2 前項に規定する申し込み及びそれに對する認定は法第20条により認定し、その他の入園手続に関する事項は、規則で定める。

（入園の制限）

第9条 町長は、子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、入園を制限することができる。

（1） 感染性疾患のため他の児童に感染するおそれがある場合

（2） 身体が脆弱なため集団での教育及び保育が不適当と認める場合

（3） その他町長が不適当と認める場合

（特別保育事業の実施）

第10条 特別保育事業は、次の保育事業を行うものとする。

（1） 頂かり保育事業

（2） 延長保育事業

（3） 一時保育事業

（4） その他町長が必要と認める場合

（子育て支援事業の実施）

第11条 子育て支援事業は、児童及び保護者等に対し、次の支援事業を行うものとする。

（1） 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

（2） 子育て等に関する相談・援助の実施

（3） 子育てに関する情報の提供

（4） 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

（1） 1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもにもに該当するものを除く。）

（2） 2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者が次条に定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども

（3） 3号認定子ども 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者が次条に定める事由

（4） 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

（5）その他町長が必要と認める支援事業

2 秩父別町認定ごども園の設置及び管理に関する条例（平成22年条例第23号）は廃止する。

卷之三

第12条 第8条の規定により認定を受けた子どもの保育料及び第6条第1項第4号から第6号の保

育科（以下「保育料等」という。）は、別表第2のとおりとする。

(教付及び徵収方法)

第13条 保育料等の納付方法及び徴収の方法は、規則等で定める。

四三九

(新開拓地圖)

第14条 町長は、保護者等が疾病、災害その他により生活が著しく困窮してい

があると認めるときは、保育料等の全部又は一部を被免除することができる。

管理の行

第15条 町長は、認定こども園の設置目的を効果的に達成するため必要がある方自治法第24条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が

「指定管理者」という。）に管理運営を行わせることができる。

(指定管理者の指定及び指定の取消し等)

第16条 指定管理者の指定に係る手続、指定期間の取消し及びその他の事項について

2 前項の規定により指定を取消した場合において、指定管理者に損害が生じても、町長はその賠償の責めを負わない。

卷之二十一

第17条 指定管理者が行う施設の管理に関する業務は、次のとおりとする。

11) 開拓こども園における保育、教育に関すること。

11

卷之三

（3）施設の兼待室に関する事。

4) その他の町長が必要とする業務

四百一

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、認定こども園の管理運営に関する必要な事項は、規則で定め

8

• 10

4歲以上

1 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、認定ごども園への入園の申請その他の入園のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

15

15

○秩父別町認定こども園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成27年規則第4号）
(規旨)

第1条 この規則は、秩父別町認定こども園の設置及び管理に関する条例（平成27年条例第3号。以下「条例」という。）の施行に關し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第4条の規定による職員は次のとおりとする。
〔職員〕

- (1) 園長
- (2) 幼稚園教諭及び保育士（うち1人を主任保育士とする。）
- (3) その他町長が必要と認める職員

第1階層 生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2階層 町民税非課税世帯	4,500円	4,500円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
第3階層 町民税所得割課税 額18,600円未満	9,760円	9,950円	8,250円	8,150円	8,250円	8,160円
第4階層 町民税所得割課税 額48,600円以上 97,000円未満	15,000円	14,800円	13,500円	13,300円	13,500円	13,300円
第5階層 額97,000円以上 169,000円未満	22,250円	21,950円	20,750円	20,450円	20,750円	20,450円
第6階層 額169,000円以上 301,000円未満	30,500円	30,050円	25,030円	24,640円	23,080円	22,720円
第7階層 町民税所得割課税 額301,000円以上	40,000円	39,400円	25,030円	24,640円	23,080円	22,720円

③ 特別保育料

預かり保育料		延長保育料		一時保育料	
1時間当たり		1時間当たり		半日当たり（4時間）	
3歳	4歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上 3歳未満	3歳 4歳以上
130円	120円	200円	130円	120円 3歳未満	3歳 4歳以上

- 第3条 保育時間は次の各号のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは変更することができる。
(1) 1号認定（教育標準時間）の子どもたちの保育は、1日4時間を原則とし、平日は8時30分から12時30分までとし、土曜日は8時30分から11時30分とする。
(2) 2号及び3号認定を受けた子どもたち、保育標準時間で認定された子どもの保育は1日8時間以上を原則とし、平日は7時30分から18時までとし、土曜日は7時30分から11時30分とする。
(3) 2号及び3号認定を受けた子どものうち、保育短時間で認定された子どもの保育は1日8時間未満を原則とし、平日は8時30分から16時30分までとし、土曜日は8時30分から11時30分とする。
(4) 一時保育は1日8時間を原則とし、平日は8時30分から16時30分までとし、土曜日は8時30分から11時30分とする。
第4条 認定こども園の休園日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときはこれを変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 1月2日から同月5日までの日
 - (4) 12月30日及び同月31日
- 2 指定管理者は町長の承認を得て、前項に定める休園日を変更することができる。

(支給認定の申請)

第5条 条例第8条第1項の規定により認定を受けようとする保護者は、支給認定申請書兼施設利用申込書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 前項の保護者のうち、保育認定を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げるもののうち必要な箇項を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 就労（内定）証明書（様式第2号）
- (2) 自営業・農業等就労申立書（様式第3号）
- (3) 求職活動専念申立書（様式第4号）
- (4) 保育を必要とする申立書（様式第5号）
- (5) その他保育の必要性を証明する書類

(支給認定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときはこれを審査し、認定又は非該当を支給認定結果通知書（様式第6号）により保護者に通知し、支給認定証（様式第7号）を交付するものとする。
(認定期間)

第7条 保育の必要性の認定期間は、次のとおりとする。ただし、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなかった場合には、当該認定期間は満了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第1号の区分にかかる認定に該当する場合は小学校就学前まで
- (2) 法第19条第1項第2号の区分にかかる認定に該当する場合は小学校就学前まで
- (3) 法第19条第1項第3号の区分にかかる認定に該当する場合は満3歳に達する日の前日まで

(申請内容の変更の届出)

第8条 保護者は、支給認定の有効期間において届出事項を変更する必要が生じたときは、速やかに、支給認定変更申請書（様式第8号）に、変更の事項を証する書類及び支給認定証を添えて町長に提出しなければならない。

(支給認定証の再交付)

第9条 保護者は、支給認定の有効期間において、支給認定証を破損又は紛失したときは支給認定証再交付申請書（様式第9号）により支給認定証の再交付の申請をすることができる。
(裁権による支給認定の変更)

第10条 町長は、法第29条第4項に規定する3号認定子どもが満3歳に達したとき、その他必要があると認めたときは支給認定変更通知書（様式第10号）により支給認定保護者に通知し、支給認

(定証の提出を求めるものとする。

(支給認定の取消し)

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給認定を取り消すことができる。

- (1) 保護認定を受けた満3歳未満の小学校就学前子どもが、支給認定の有效期間内に法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもにも該当しなくなったとき。
- (2) 保護者が、当該支給認定の有効期間内に移り別町から転出したとき。
- (3) 保護者が、第5条及び第8条の申請に關して必要な事項についての報告、提出又は提示を町長が命じた際に、正当な理由なく応じず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 町長は、前項の規定により支給認定の取消しを行ったときは、支給認定取消通知書（様式第11号）により支給認定保護者に通知し、支給認定証の返還を求めるものとする。

(入園の決定)

第12条 町長は第5条の規定による申請があつた場合その内容を審査し、入園を承諾したときは保護者が入園を希望する期間内で認定ごとも園入園届出書（様式第12号）により保護者に通知するものとする。

(入園の拒絶)

第13条 認定ごとも園にいる子どもの保護者が、翌年度も継続して入園を希望するときは、認定ごとも園继续入園申込書（様式第13号）に第5条第2項の各号に掲げるもののうち必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。
(保育の実施の解除)

(1) 条例第6条第2号又は第3号の規定に該当しなくなったとき。

(2) 死亡、転出等により保育の実施ができなくなったとき。

(3) その他町長が入園を不適当と認めたとき。

(届出の義務)

第15条 入園中の児童を退園させようとする保護者は、認定ごとも園退園届（様式第15号）を町長に提出しなければならない。又园童で受期間の休園を必要とする場合は認定ごとも園休園届（様

式第16号) を町長に提出しなければならない。

(保育料等の基準)

第16条 条例第12条の規定による入園児童の保育料等は、児童の属する世帯の階層区分及び入園する年齢の初日の前日における児童の年齢並びに保育時間に応じた額とする。

2 町民税所得割(地方税法(昭和25年法律第228号) 第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。) の額の計算については、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく生息借入金等特別抵扣控除等の適用前の額とする。

3 4月から8月までの月分の保育料の額については、前年度分の市町村民税所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額については当年度分の市町村民税所得割課税額を基に決定するものとする。

4 月の途中で入園し、退園(条例第9条の規定により入園の承諾を取り消された場合を含む。以下この項において同じ。) した場合における保育料の額は、次の算式により算定した額とする。この場合において10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(1) 月の途中で入園した場合

ア 1号認定(教育標準時間) 子ども

保育料月額×当該月の入園日から開園日数(20日を超える場合は20日) ÷20日

イ 2号認定及び3号認定(保育標準時間・保育短時間) 子ども

保育料月額×当該月の入園日から開園日数(25日を超える場合は25日) ÷25日

(2) 月の途中で退園した場合

ア 1号認定(教育標準時間) 子ども

保育料月額×当該月の初日から退園日の前日までの開園日数(20日を超える場合は20日) ÷20日

イ 2号認定及び3号認定(保育標準時間・保育短時間) 子ども

保育料月額×当該月の初日から退園日の前日までの開園日数(25日を超える場合は25日) ÷25日

5 第1項の規定にかかるらず、広域入所(本町の区域以外に所在する保育所等に入所することをいう。) の場合は国基準額を適用する。

6 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合は、条例第12号別表2の規定にかかるらずそれぞれ次法に掲げる保育料月額とする。

(1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号) 第6条第6項に

規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児(者) のいる世帯」 次に掲げる児(者) を有する世帯をいう

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号) 第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 保育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発見第156号) の規定により療育手帳の交付を受けた者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号) の規定による特別保護扶養手当の支給を受けた者

エ 国民年金法(昭和44年法律第141号) の規定により障害基礎年金を受けた者

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第126号) 第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

(3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号) に定める要保護者等、特に生活中困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	1号認定			2号・3号認定		
	3歳児	4歳以上児	保育標準時間	3歳未満児	保育標準時間	3歳児
第2階層	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3階層	3,120円	3,120円	8,760円	8,660円	7,250円	7,160円

7 1号認定(教育標準時間) を受けた子どもの同一世帯に、小学校又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子ども及び保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校

幼稚部、情緒障害者短期治療施設通所部に入所又は厚生省認定及び医療型児童発達支援を利用する場合においては、最年長の子どもから順に教え2人以降の保育料は0円とする。

8 2号認定・3号認定(保育認定) を受けた子どもとの同一世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害者短期治療施設通所部に入所又は児童若連携支援及び医療型児

童発達支援を利用している場合は、入園している最年長の子どもから順に数え2人目以降の保育料は0円とする。

- 9 障害区分の認定に当たっては、入園児童と同一の世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主導者である場合に限る。）の金について、それらの者の課税額の合計額により行うものとする。なお、ここでいう家計の主導者は、次の全てを満たす者とする。

(1) 入園児童を税の算定上扶養控除の対象としている者

(2) 入園児童を健康保険等において扶養家族としている者

(3) 世帯において最多収入、最多納税者である者

(保育料等の納付期限)

第17条 条例第13条の保育料等を納入する期日は、当月分についてその月の25日（25日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日）とする。

(保育料の減免基準)

第18条 条例第14条による保育料等の減免は次のとおりとする。ただし、減免するべき額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(1) その月において、引き続き15日以上欠席した者（休園者を含む。）の保育料月額の10分の5を減額する。

(2) その月において全く出席しなかった者（休園者を含む。）の保育料月額の10分の9を減額する。

(3) 風雪水害及び火災による住宅の全焼又は全焼した世帯は、災害の発生した日の属する月より1年間保育料の全額を免除する。

(4) その他町長が特に必要と認める場合は、町長の定める額を減額し、又はその全額を免除する。

2 保育料の減免を受けようとする者は、保育料減免申請書（様式第17号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、特に必要があると認めるとときは前項の規定による申請にかかるらず保育料の減免を行うことができる。

4 町長は、前2項の規定により保育料を減免することを決定したときは保育料減免決定通知書（様式第18号）により保護者に通知する。また、保育料を減免しないことに決定したときは保育料減免却下通知書（様式第19号）により保護者に通知する。

（保育料の変更）

第19条 町長は、第8条の届出があつた場合にはにおいて、保育料の再認定が必要となるときは再認定を行い、保育料を変更する。

2 町長は、特に必要があると認めるとときは前項の規定による届出にかかるらず保育料を変更することができる。

3 町長は、前2項の規定により保育料に変更が生じたときは保育料変更通知書（様式第20号）により保護者に通知する。

（委任）

第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。